

岐阜県内企業の次世代育成支援の取組状況

—平成19年3月31日現在—

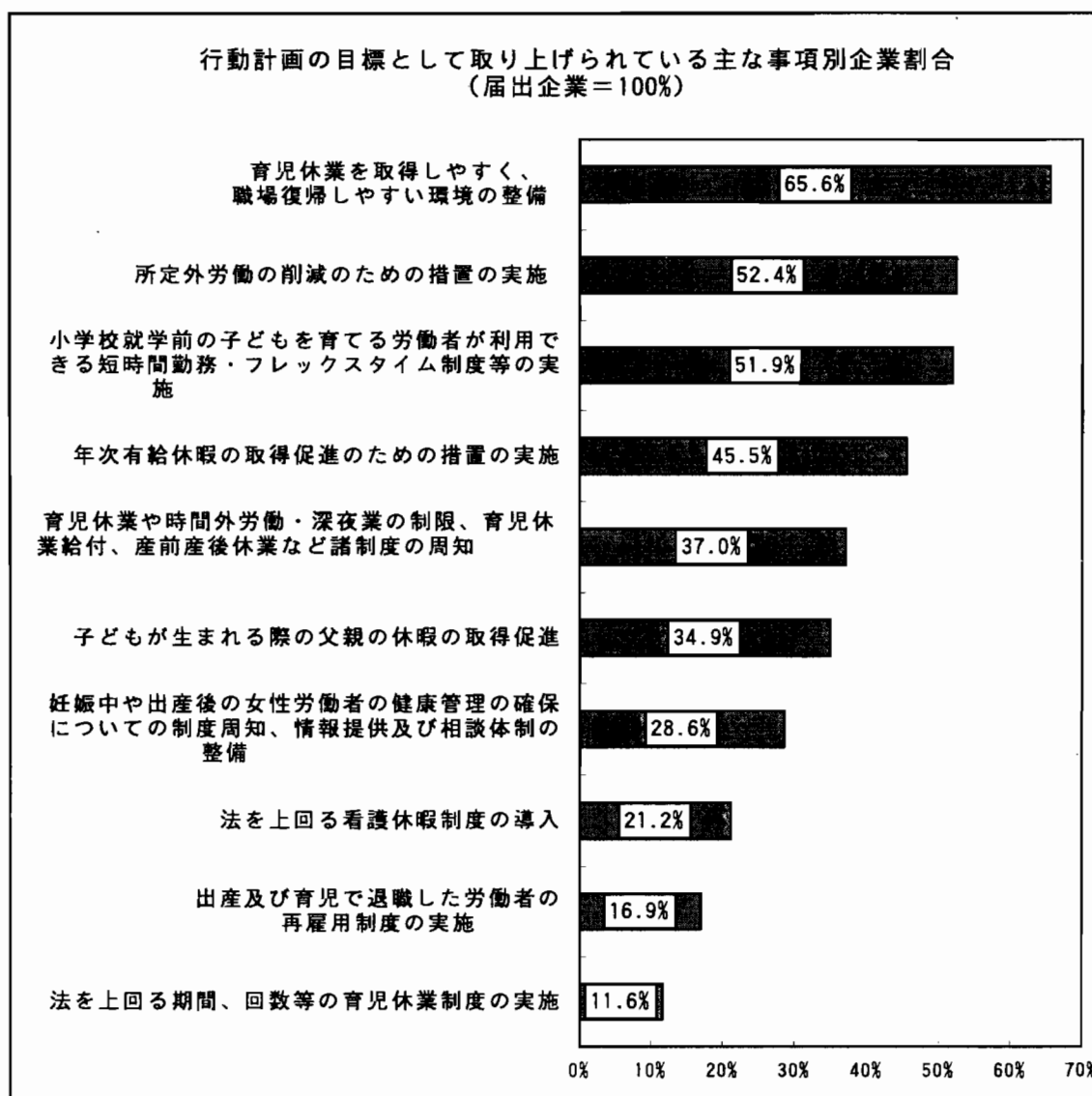
1. 「一般事業主行動計画」の届出企業数 237社

○届出が義務付けられている「常時雇用する労働者301人以上企業」については、154社で把握しており、平成19年3月31日現在の届出率は100%です。

○届出が努力義務である「常時雇用する労働者300人以下企業」では、83社の届出が行われています。

2. 行動計画の目標として定めた主な事項別企業割合

「育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備」を目標に入れている企業が65.6%と最も多く、次いで「所定外労働の削減のための措置の実施」が52.4%、「小学校就学前の子どもを育てる労働者が利用できる短時間勤務等の実施」が51.9%、「年次有給休暇の取得促進のための措置の実施」が45.5%となっています。



注：行動計画においては、複数の目標を掲げることが可能である。

あなたの会社は、 このマークを つけられますか？



次世代認定マーク
愛称「くるみん」

「子どもが優しく“くるまれている”と「職場“ぐるみ”・会社“ぐるみ”で両立支援に取り組む」という意味が込められています。

このマークは、「次世代育成支援対策に取り組む企業」として認定を受けた企業を表すものです。

次世代育成支援のために

仕事と家庭の両立支援と
働き方の見直しのために

企業の維持・発展のために

あなたの会社の「次世代育成支援対策」の行動計画を策定しお届け下さい。
一定の要件を満たす企業は都道府県労働局長の認定が受けられます。

認定を受けると「従業員の仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業」を表す認定マークを対外的に使用することができます。

行動計画の届出先 都道府県労働局雇用均等室

■ お問い合わせ、詳細については

www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou

～認定マークを取得するまでの流れ～

①次世代法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう

「次世代育成支援対策推進法」（平成17年4月全面施行）では、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境を整備する等の次世代育成支援対策に、企業が計画的に取り組むことを求めています。各企業が、その取組内容を定めたものを「一般事業主行動計画」（以下、「行動計画」という。）といいます。（301人以上の労働者を雇用する事業主は義務、300人以下の労働者を雇用する事業主は努力義務とされています）

●一般事業主行動計画には計画期間、目標、その達成のための対策と実施時期の3つを定めよう●

- ①計画期間 2年～5年の間で設定しましょう。
- ②目標 行動計画策定指針に目標と考えられる項目が示されています。
- ③その達成のための対策と実施時期

②行動計画を策定したら、その旨を労働局へ届け出ましょう

行動計画を策定した場合は、その旨を所定の様式（一般事業主行動計画策定・変更届）により、岐阜労働局雇用均等室へお届け下さい。

③行動計画を実施しましょう

④目標を達成するなど一定の要件を満たしたら、労働局へ認定申請をしましょう

計画期間が満了し、目標を達成するなど認定を受ける要件を満たした際には、申請を行うことにより、都道府県労働局長の認定を受けることができます。

●認定を受けるためには以下1から8の要件をすべて満たす必要があります●

認定基準1	雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと
認定基準2	行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること
認定基準3	策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと
認定基準4と5	計画期間内に、男性の育児休業等取得者があり、かつ、女性の育児休業等取得率が70%以上であること
認定基準6	3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること
認定基準7	次の①から③のいずれかを実施していること ①所定外労働の削減のための措置 ②年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
認定基準8	法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと



認定を取得すると
マークの使用が
可能となります。

認定を受けると、次世代認定マークを自社の広告や商品などにつけて、次世代育成支援に取り組んでいる企業等であることを対外的にアピールでき、企業のイメージアップや優秀な人材の確保、定着などが期待できます。また、このマークは、「働きがいがある、働きやすい企業」「社員を大事にする企業」を表しているといえます。

●行動計画の策定等について、当室の育児両立支援職場環境整備コンサルタントをご活用ください●

行動計画の策定、認定、コンサルタント訪問について、お問い合わせは

岐阜労働局雇用均等室 Tel 058-263-1220

岐阜労働局ホームページ <http://www.gifu-roudoukyoku.go.jp/kintou/jisedaihou/jisedai-top.htm>

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>